

## 2 チャージバックの成立を理由とした加盟店への支払済み代金の返還請求（積極）

前田 竣

片岡総合法律事務所 弁護士

東京地判令2・6・9 令元（ワ）26986号 債権譲渡代金返還請求事件 2020WLJPCA06098012

### ●——事実の概要

原告（X）は、ネットショップ開設サービス及び当該ネットショップ上での売上をクレジットカード決済で回収するための決済システムを提供する事業者である。被告（Y）は、Xの提供するサービス（以下「本件サービス」という。）の利用者である。

本件サービスに係る利用規約（以下「本件利用規約」という。）に基づき、Yはクレジットカードにより決済された販売代金をXからの債権譲渡代金の支払によって回収することが可能となるが、本件利用規約には、「Yと顧客との間の販売契約が解除、取消し、無効等の理由により効力を失った場合（決済事業者等（カード会社）が定めるチャージバック事由に該当する場合を含む。）、それと同時にY・X間の商品代金債権譲渡契約も遡及的に効力を失うものとし、Yは、速やかに当該販売契約に関連してXがYに対して支払った金額を返還しなければならない」旨の規定（以下「返金条項」という。）が置かれていた。

本件は、チャージバック事由が生じたこと

を理由として、返金条項に基づきXがYに対して、合計8件の信販取引に係る支払済みの債権譲渡代金合計167万9774円の返還及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

### ●——判旨

請求認容

【本件判示①】

本判決は、返金条項について「「チャージバック事由に該当する場合」とは、（当該販売契約に係る代金決済について）「カード会社がチャージバックの成立を認めた場合」と同義である（る）」「Yは、チャージバックが成立しているにもかかわらず、Xとの関係でチャージバック事由の不存在を主張して、同規定（筆者注：返金条項のこと）に基づく返金義務を免れることはできないものと解釈することが合理的である。」との解釈を採用し、その理由について以下のとおり述べた。すなわち、Xと訴外Z（Xとカード会社との間に介在する決済代行会社）の間に適用される訴外

Z所定の規約によると、「Yとカード会員顧客との間の販売契約についてカード会社がチャージバックの成立を認め、訴外Zに対して立替払金の返還を求めた場合、Xは、訴外Zに対し、無条件で立替払金を返還しなければならない」ところ、「(返金条項について)、上記のとおり解釈しなければ、同規定に基づくXの返金請求に対してYがチャージバック事由の存在を争い、Xがその立証に奏功しなかった場合、Xは訴外Zに対して立替払金の返金義務を負うにもかかわらず、Yに対して債権譲渡代金の返金を求められないこととなるが、Yとカード会員顧客との間の販売契約に直接関与しないXがかかる立証の負担を負うことが、本件利用規約上想定されていたとは考え難い」

#### 【本件判示②】

また、本判決は、Yによる「本件各信販取引についてチャージバック事由が生じたことの裏付けがない」「Xは、チャージバック要請を受諾する前に、チャージバック事由の有無について事実検証を行うべきであった」との主張を取り上げ、「前者の主張については、(筆者注：返金条項にいう)「チャージバック事由に該当する場合」とは、「カード会社がチャージバックの成立を認めた場合」と同義であると解され、本件各信販取引についてカード会社によりチャージバックの成立が認められた以上、Xにおいて、上記規定に基づきYに対して債権譲渡代金の返金を求めるに当たり、チャージバック事由の存在を裏付け資料をもって立証することを要するものではないから、Yの主張は失当である。後者の主張については、上記認定事実によれば、Xは、本件各信販取引について訴外Zからチャージ

バックの連絡を受けた後、Yに対し、速やかにその旨報告し、(筆者注：本件でXがYに対して返金条項に基づく返金を求めた8つの信販取引の内)カード会社が反証を不可とした本件信販取引7及び8を除く各取引については、期限を定めて異議申立て及び反証資料の提出の機会を付与したことが認められ、Xにおいて、チャージバックを受け入れる前に、上記に認定した以上の調査等を行う義務を負っていたと認めるべき根拠はないから、事実検証を行うべきであった旨のYの主張は採用できない。」と判示し、Xの請求を認容した。

## ●——研究

### 1 はじめに

本判決は、複数の当事者が関与するクレジットカード取引の仕組みの中で、国際ブランドをクレジットカード取引の仕組みにおける上流と定義した場合に、下流に位置するといえる決済代行業者(X)と加盟店(Y)との間の契約の解釈をするにあたり、Xが上流に位置する当事者(訴外Z)との間で締結した契約により置かれている立場をも汲む判断を示したものであり、興味深いものとして評し得る。

そこでまず、本件事案について、訴外関係者も含めて、クレジットカード決済を提供するスキームに関わる登場人物の整理をすると、①カード会員、②カード発行会社(イシューア)、③国際ブランド、④加盟店管理会社(アクワイアラ)、⑤決済代行会社(訴外Z)、⑥X(決済代行会社)、⑦Y(加盟店)の七当事者が関与するものと解される。

もっとも、本件判示内容のみからはアクワ

イアラの存在は明確には認定できない。

しかしながら、本件判示中における「カード会社がチャージバックの成立を認め、訴外Zに対して立替払金の返還を求めた場合」との文脈における「カード会社」とは、クレジットカード取引に係る一般的な理解や、国際ブランドの定めるチャージバック・ルールの内容に照らすと、イシューではなくアクワイアラのことを指していると解すべきであろう。

本件事案においてイシューとアクワイアラが同一のカード会社であった可能性は否定できないものの、その場合には判示中で定義した「カード会社」が訴外Zとの間で加盟店契約を締結している事実を認定し、いわゆるオンアス取引であった旨を明示し、取引構造の明確化を図るべきであったと思われる。

## 2 チャージバック制度について

一般的に「チャージバック」とは、イシューがアクワイアラから取引データの提供を受けた後、アクワイアラに対して、国際ブランドが定める一定の理由を明示し、当該取引の売上請求分の支払を拒否し、又は支払済の立替払金相当額の返還請求をすることをいい、イシュー・アクワイアラ間での調整を目的として国際ブランドが整備した制度であるとされている（伊藤栄寿「クレジットカード決済システムの構造」千葉恵美子編「キャッシュレス決済と法規整—横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて—」(2019)294頁参照）。すなわち、一般的な理解、又は国際ブランドにより整備されたチャージバック制度に基づく理解としては、「チャージバック」とは、カード会員がイシューに対してカード利用代金の支払を拒絶することや、アクワイアラが加盟店に対して立替払（又は債権譲渡代金の

支払）を拒絶すること（又はその返還請求をすること）を指すものではないというべきである。

これに対し、本裁判例は、前提事実において「チャージバックとは、クレジットカードを利用した信販取引について、カード会員からカード会社に対し、不正使用の可能性がある等の理由で注文取消し又は返金を求める制度である。」として、チャージバックをカード会員によるイシューへの返金請求の制度として整理しており疑問である（本件利用規約における「チャージバック」の解釈としてこのような理解を前提とするという建付けであれば首肯し得るものの、そのような断りもなく一般論としてのチャージバック制度を上記の様に捉えて認定しているように思われる点に疑問が残る。）。その上で、「カード会社は、カード会員からチャージバックの申請があった場合、当該信販取引が行われた加盟店に対し、チャージバックが申請されたこと及びその理由を通知し、異議申立て及び反証資料の提出の機会を与えることができ、異議申立てや反証資料の提出があった場合、その内容も考慮して、チャージバックの成否を判断する。」としている。この点については、カード会員との契約関係を有するイシューと、加盟店との契約関係を有するアクワイアラの立場、機能を明確に整理しつつ、「イシューは、ある特定の信販取引に関し、カード会員から不正使用の可能性がある等の理由で注文取消し又は返金を求める旨の請求を受けた場合は、これに基づきアクワイアラに対してチャージバックの申請をすることができる。これを受けたアクワイアラにおいては、当該信販取引が行われた加盟店に対し、チャージバッ

クが申請されたこと及びその理由を通知し、異議申立て及び反証資料の提出の機会を与えることができ、異議申立てや反証資料の提出があった場合、その内容も考慮して、イシューに対してチャージバック申請の諾否に係る回答をする。」との整理をすることが適切であろうと思われる。

そして、チャージバックの効果については、「チャージバックが成立すると、加盟店は、カード会社に対し、当該信販取引についてカード会社から受領した立替払金を返還する義務を負うこととなる。」としているが、少なくとも一般的なチャージバック概念の理解に即した場合には、カード会社（正確にはアクワイアラ）と加盟店間の立替払金の返還はチャージバックの直接的効果として位置づけるべきではない。「チャージバック」の成立の効果については、イシューがアクワイアラからのカード利用代金に係る請求を拒絶することができる（又はイシューがアクワイアラに対して代金を支払済みの場合にはその返還請求をすることができる）ものとして捉えるのが正確であろう。

そして、加盟店がアクワイアラに対して立替払金等の返還義務を負うかについては、加盟店規約の定めに従って決せられるものとして位置づけるべきである。すなわち、チャージバックの成否と加盟店によるアクワイアラへの立替払金等の返還義務の有無は、実務上は連動性を有するものの、それは加盟店規約がそのように規定されていることによって担保されている結果に過ぎず、イシュー・アクワイアラ間でのチャージバックの成立によって論理必然的に加盟店のアクワイアラへの返金義務が生ずるものではないことを認識し、

両者は明確に区別して整理、検討するのが適切であると考ええる。本件判示が前提とする独自のチャージバック概念を前提にしたとしても、何らの契約解釈も介さずに、所与のものとしてカード会員によるカード会社への返金請求が成立した場合に、加盟店のカード会社への立替払金の返金義務が成立するものとしてチャージバック制度を把握するかのような認定には疑問が残る。

本裁判例も、本件利用規約における返金条項の解釈問題として本件事案の解決を図っていることから、実質的には筆者と同様の認識を基礎としているようにも思われるが、判示内容からそのような理解を一義的に読み取ることが難しく、正確な取引構造の摘示が期待される場所である。

### 3 返金条項の解釈について

本件判示①では、返金条項における「チャージバック事由に該当する場合」を「カード会社がチャージバックの成立を認めた場合」と同義とし、この場合におけるYの反論の余地はないとしている。

この点、前述のとおり、本裁判例が前提事実の認定において「カード会社は、カード会員からチャージバックの申請があった場合、当該信販取引が行われた加盟店に対し、チャージバックが申請されたこと及びその理由を通知し、異議申立て及び反証資料の提出の機会を与えることができ、異議申立てや反証資料の提出があった場合、その内容も考慮して、チャージバックの成否を判断する。」としていることを踏まえると、ここでいう「カード会社がチャージバックの成立を認めた場合」については、チャージバックの実務上の運用の中で加盟店への反証資料の提出の機会

が付与されていることを前提としており、単にカード会社が独断でチャージバックの成立を認めた場合を念頭に置いているわけではないようにも解し得る。

この場合、カード会社によるチャージバックの成否に関する判断の中でYを含む加盟店における一定の反証の機会が付与されていることとなり、「Yは、チャージバックが成立しているにもかかわらず、Xとの関係でチャージバック事由の不存在を主張して、同規定に基づく返金義務を免れることはできないものと解釈することが合理的である」との判示にも合理性を認め得ると思われる。

また、本件判示①中で、本裁判所は、Xが訴外Zとの間での契約で、カード会社がチャージバックの成立を認めた場合にはXが訴外Zに対する返還義務を負うことについて言及しつつ、かかるXの立場を踏まえると、チャージバック成立時、すなわちXが訴外Zに対する返還義務を負う場合には、XはYに対する返還請求をなし得るものと解することが、取引構造全体を踏まえると合理的である、との指摘をしている。これは、決済事業者から見た決済サービスの実態に適合する合理的な判断に合致するものと評価し得ると思われる（この点について収益構造について詳細まで踏み込みつつ同様の解釈を示した例として東京地判平成30・3・29。また当該裁判例に係る評釈として永井隆光「通信販売でのクレジットカード不正利用事案における加盟店の契約責任」本誌9号30頁）。

しかしながら、Yの立場から見た場合に、仮にXと訴外Zとの間での合意内容が明示されていなかった場合、X・Y間の契約解釈においてX・訴外Z間の合意内容を当然に解釈

の前提要素として含めることが許容されるかについては検討の余地がある。この点に係る本件裁判所の考え方は必ずしも明らかではないが、前述のとおりチャージバック制度の運用実務の中で実質的にYにおける反証の機会が保証されていたことが認定できる限りにおいては、取引構造全体を踏まえてX・Y間の契約条項の解釈をすることも結論において首肯し得るものと考ええる。

次に、本裁判例が、返還条項について上記の解釈を示した後に、何らの法律構成を示すこともなく「被告の主張」との標題の下で本件判示②のとおり判断した点については、採用した結論について異論はないものの、理論上の位置づけに不明確な点が残し、整理が望まれるところである。

この点について、若干の検討を試みると、本裁判例の基本的な態度に鑑みると、返還条項の解釈としては、クレジットカードの取引構造における上流（イシュー及びアクワイアラ間）でチャージバックの成立が認められた以上は、下流に位置する加盟店においては当該成立の結果に従って、自らが締結する加盟店規約中にチャージバックが成立した場合には立替払金の返還をしなければならない旨の規定がある限り、無条件に当該規定に従った返還義務を負うと解すべきとの判断をしたものと思われる。

この点に関し、前記のチャージバック制度に係る前提事実としての認定のとおり、カード会社によるチャージバックの成否判断の過程で、加盟店に対しチャージバックの成否判断に関与する手続的な保証が与えられていることを前提として当該判断が導かれているようにも思われるが、本件裁判所がそのような

価値判断を踏まえた上で当該判断をしているのかについては、判決文の文言のみからは必ずしも明らかではない。

裁判所としては、契約書の有する紛争予防機能に重きを置き、契約書上の文言を重視するといった判断を採用しつつ、仮に加盟店において通常の実務処理上は与えられているはずの、チャージバックの成否判断に関与する手続的な保証が適切に与えられないままに返金条項による処理がなされるに至った場合には、信義則を用いることにより例外的に司法判断による加盟店の救済の余地を認めるとこととし、「被告の主張」の中でこの点の考慮をしたものとして理解すべきようにも思われる。

これは返金条項の適用を考えるにあたって、加盟店に手続保証が与えられていたかという個別事情に立ち入った判断をするのではなく、あくまでも規約文言に忠実な契約解釈を採用した上で、各事案における個別事情は、信義則等の例外的な司法判断において考慮すべきものとして位置づける姿勢が示されたものとも考えられる。

これらを総合すると、本件裁判例は、カード会社（アクワイアラ）がチャージバックの成否を判断する過程において、決済システムにおける実務上の運用の中で加盟店に対しては反証の機会が付与されていることを事実上推定した上で、返金条項の解釈としては「カード会社がチャージバックの成立を認めた場合」にはYによる返金義務の発生を認めることとしつつ、例外的にYに対する手続的な保証が与えられていなかった事実をYが主張する場合には、かかる主張を信義則に基づく契約条項の無効の反論として例外的に汲み取る余地を与えるものとして位置づけて把握する

こととしたものと理解することができるように思われる。

このように理解する場合、本件判示①中の「Yは、チャージバックが成立しているにもかかわらず、Xとの関係でチャージバック事由の不存在を主張して、同規定に基づく返金義務を免れることはできないものと解釈することが合理的である。」との部分は、「カード会社がチャージバックの成否を判断するにあたって、Yに対し反論の機会が与えられている限りにおいては」との限定が付されているものと解すべきこととなろう。

このような考え方による場合、決済実務における通常の処理が当たり前になされている限りにおいては、チャージバック制度及びそれに基づく下流の当事者間における返金処理の実務の安定性を阻害することにもならず、加盟店の反論の機会に係る手続的な保証も確保されるものとして、結論において妥当な判断が示されたものと評価することができるものと思われる。

#### 4 おわりに

クレジットカード取引等の契約構造が複雑な取引については、当事者（特に決済事業者）が自らの主張の中で、その構造を正確に裁判所に伝える役割が今後、より一層期待される。そのことが訴訟の場面における正確な裁判所の認定を促進するのみならず、平時の事業における的確なレギュレーション対応にも機能し、健全なキャッシュレス社会の発展に資するものとなると思う。

#### 【参考文献】

本文中に掲げたもののほか、中田裕康「契約法新版（2021）」105頁。